



しっかり安心・快適 住み良い まちづくり



安心して暮らせるまち になると

- (1) 危機管理・防災
- (2) 消防
- (3) 救急
- (4) 交通安全
- (5) 防犯



快適に暮らせるまち になると

- (1) 居住環境
- (2) 市街地
- (3) 上水道
- (4) 道路
- (5) 交通
- (6) ごみ処理
- (7) エネルギー使用
- (8) 消費生活
- (9) 火葬場・墓地



身近に自然を体感できるまち になると

- (1) 自然環境
- (2) 公園・緑地
- (3) 生活排水対策
- (4) 河川・海岸

(1)危機管理・防災

01 災害に負けないまちづくりの推進

～災害に負けないまち～

現況と課題

1 地震・津波対策としては、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震、また、中央構造線活断層帯の鳴門断層や鳴門南断層による直下型地震への対策が求められています。

本市では、これまで平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の教訓を生かした防災体制を整備してきましたが、平成23年（2011年）の東日本大震災においては、津波による被害が甚大であったことから、国や県による地震・津波の想定規模や防災計画の見直しをふまえ、地震・津波対策を強化した地域防災計画の見直しや、防災・災害対策を着実に推進するため設置した「鳴門市防災・災害対策会議」で策定した「鳴門市地震津波対策推進計画」に定めた施策や事業を迅速かつ的確に進める必要があります。

くわえて、平成28年（2016年）の熊本地震のように最大震度7の地震が繰り返し発生する場合の対策についても、今後、検討する必要があります。

2 台風を中心とした風水害・土砂災害については、水防法に基づき、気象情報に注視しながら、洪水、高潮等による水災を防ぐため、河川・海岸等の監視、警戒、防ぎよ措置を講ずるとともに、国・県が指定する洪水浸水想定区域や県が指定する土砂災害警戒区域等の対象地域となる地域住民への説明会、土砂災害・洪水ハザードマップの見直し、地域防災計画への記載、警戒避難体制の整備等を行う必要があります。

3 危機管理・防災対策については、平成18年（2006年）に、大規模な自然災害を想定したものの他、武力攻撃やテロなどに対処するため「鳴門市国民保護計画」を策定するとともに、新型インフルエンザや大規模な事故・事件など、市民の生命、身体または財産に重大な被害を生じる危機的事態に対処する「鳴門市危機管理指針」を策定しています。危機的事態が生じた場合、または生じるおそれがある場合は、被害を最小限に抑えるため、市民、事業者、行政が一体となり危機管理・防災対策に取り組む必要があります。

4 災害に負けないまちづくりのためには、日頃から市民一人ひとりが、常に災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域の人々が協力して防災活動を行う自主防災会の育成、連携が重要になります。また、毎年実施している総合防災訓練については、自主防災会との連携のもと、各地域の市民や保育所、幼稚園、小学校、中学校をはじめ事業所、社会福祉施設等の参加を募り、全市的規模で実施することにより、市全体で一体となった防災体制を確立する必要があります。さらに、災害発生時には、広域的なボランティア活動が支援・復旧に大きな力となることから、災害ボランティアの育成と受け入れ態勢の整備を行う必要があります。

5 災害発生時には、迅速な災害情報の収集と市民及び関係機関への伝達が重要になります。このため、本市が整備している全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線を連動させることで、弾道ミサイル情報などの武力攻撃事態に関する情報や緊急地震速報な

どの大規模災害に関する緊急情報が市内全域に迅速かつ的確に伝達することが可能となりました。また、市民が安全かつ迅速に避難行動がとれるよう行政と市民の情報伝達体制の強化と、地域の自主防災会が実施する訓練等を通じて、災害発生時の避難経路や避難場所を市民とともに確認するなどのソフト整備の一層の推進を図ります。

6 大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応力は著しく低下するため、物資の供給、医療救護活動、緊急輸送活動等の各種応急復旧活動に関して、他の自治体、各関係機関及び民間事業者との協定締結を行うなど応援協力体制の整備を図る必要があります。また、これらの応援体制については、応援が必要な業務内容や受入時期等に関する事案についてそれぞれの協定にもとづく、より具体的な応援受援体制の整備を図る必要があります。

7 防災施設の整備については、避難所となる施設の耐震化や施設整備、排水機場・樋門などの水防施設の整備をはじめ、消防団・自主防災会の防災用資機材の整備・助成が必要となります。これまでに、津波浸水想定により津波避難場所、津波避難ビルの指定を行っており、平成26年(2014年)3月に鳴門市津波避難計画を策定し、津波到達予想時間までに避難が困難となる地域においては、津波避難複合施設を整備しました。今後も災害発生時に、より確実・円滑に避難できるよう、避難場所の指定の追加や見直しに努めます。

■気象状況の推移

(単位：mm、回)

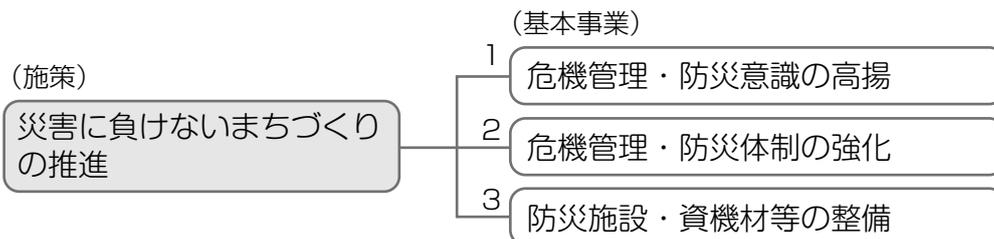
	降水量	直感地震発生回数	気象注意報発表回数	気象警報発表回数
平成22年	1,012	3	324	7
平成23年	935	14	354	15
平成24年	1,295	3	333	15
平成25年	1,470	8	303	5
平成26年	1,594	5	281	20

(資料：危機管理課「地域防災計画」)

基本方針

南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害、大規模な事件や事故による危機事態に備えるため、新たな被害想定等に基づき地域防災計画を見直すとともに、防災・災害に関する対策について組織全体で迅速かつ効果的な取り組みを推進するため、平成23年(2011年)度に設置した「鳴門市防災・災害対策会議」で策定した「鳴門市地震津波対策推進計画」の着実な推進を図るなど、人命を守ることを最優先にした、災害に負けないまちづくりを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 危機管理・防災意識の高揚

(1) 危機管理と防災意識の醸成

- ① 広報紙「広報なる」と、テレビ広報、市公式ウェブサイトを通じて災害に関する情報提供や市が行っている防災対策を広報するとともに、出前市長室や出前講座により災害に関する知識と対策の周知を図り、市民や事業者の危機意識と防災意識の醸成を図ります。
- ② 市の災害対策本部員として災害対策に従事する職員一人ひとりが、災害時に適切に判断し行動できるように、危機管理マニュアルの整備、防災研修や訓練を通じて、災害に関する知識と対策の習得を図るなど危機管理・防災意識の醸成を図ります。
- ③ 保育所や幼稚園、学校の実情にあわせた危機管理マニュアルの見直しと適切な運用を行うとともに、施設等の安全点検や防災訓練など計画的に実施するなかで、児童・生徒の危機意識・防災意識の醸成に努めます。

(2) 防災点検・訓練・指導の強化

- ① 各種災害の起こるおそれのある地域については、点検の強化や警戒避難体制の整備などの取り組みを進めます。また、各種ハザードマップの作成・見直しを行い、地域住民等に危険な箇所や避難場所の周知を図り、安全かつ迅速に避難行動がとれるよう情報提供を行います。
- ② 市が実施する総合防災訓練については、災害の規模や内容の想定を見直しながら実施するとともに、主会場以外についても、各地区の自主防災会等の協力を得ながら、地域の住民、保育所、幼稚園、小・中学校、事業所や社会福祉施設などにも参加を呼びかけ、全市的規模で実施し、いざという時の備えと危機意識・防災意識の醸成を図ります。
- ③ 市内の事業所に対し、防災訓練の実施と危機管理マニュアル・事業継続計画（BCP）の策定を促します。また、不特定多数の人が出入りする施設や危険物取扱施設を管理運営する事業者に対しては、これらに加え日常的な整備・点検の災害時対応マニュアル等の策定を求めます。

2 危機管理・防災体制の強化

(1) 地域防災計画等の着実な推進

- ① 地域防災計画に定める防災対策等を着実に推進するために「鳴門市防災・災害対策会議」を設置し、防災対策をはじめとするさまざまな施策や事業の検討を行い、災害へ

の対策を計画的・効率的に推進します。特に、地震・津波対策については同会議で定めた「鳴門市地震津波対策推進計画」に基づき、地震・津波対策のための施策や事業を迅速かつ的確に進めます。

- ②今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震など大規模地震への対策を早期に全庁的・総合的に実施するため、組織機構の見直しによる危機管理体制と職員体制の強化を検討します。
- ③大規模な災害や危機事態に早期の段階から円滑かつ効果的に推進するため、地域防災計画に定める各対策に関するマニュアルの策定、危機管理指針に定める危機管理対応マニュアルを策定します。

(2)市民による防災活動の推進

- ①地域において、防災意識の啓発、防災活動の推進、災害発生時の対応など、自主防災会の果たす役割は重要であることから、自主防災会への活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の自主防災活動への参加促進等、より一層の活動活性化に向けた取り組みを推進します。
- ②家庭での防災意識の高揚や、幼年期から災害予防意識の普及を図るため、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの設立や育成、活動への支援を行います。
- ③高齢者や障がい者などの要配慮者について、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づいた支援を行うには、各地区の民生委員・児童委員、自主防災会や地区自治振興会、地域住民のほか、消防機関、警察機関等の協力が必要となることから、関係者への積極的な働きかけを行います。
- ④災害ボランティア及びコーディネーターの育成・登録、また、災害発生時のボランティアの受け入れ態勢の整備について、鳴門市社会福祉協議会と連携した取り組みを進めます。

(3)情報伝達体制の整備

- ①全国瞬時警報システム（J-ALERT）を防災行政無線に連動させることで、市民に緊急地震速報などの緊急情報を瞬時に伝達することが可能となりましたが、災害が発生した状況下でも受信機器等が正常に機能し、情報伝達手段が確実に確保できるよう J-ALERT 及び防災行政無線設備の適切な維持管理を行います。
- ②防災行政無線が整備されたことにより、緊急情報を広範囲に迅速かつ的確に伝達することが可能となりましたが、気象条件等により放送内容が聞き取りにくい場合や聞き取れなかった場合に、放送内容を電話で確認できるサービスや、放送したことをメールでお知らせするサービスについて、テレビ広報や市公式ウェブサイトなどを活用し市民へ周知を図ります。
- ③メールや防災行政無線、市公式ウェブサイトなどを利用した、市民への災害情報の提供、市民からの災害情報等の収集をはじめ、大規模災害発生時における通信の途絶に備えた非常用通信手段の検討を行い、市民・自主防災会・行政等の緊急時連絡体制の整備を進めます。

(4)救急救助及び復旧体制の整備

- ①救急救助活動の対象規模に応じて消防職員及び消防団員を円滑に動員できるよう、救急救助体制及び復旧体制を強化します。
- ②消防機関と医療機関の連携を強化し、円滑な救急救助搬送ができるよう協力体制の充実を図ります。

(5) 応援体制の整備

- ① 災害発生時には、医療機関・ライフライン関係等の事業者をはじめとする各機関・事業者の協力が必要であることから、想定される事態におけるより具体的な協定締結を行います。
- ② 大規模な災害が発生した場合には、近隣自治体も被災していることが想定されることから、県内外の自治体等と広域連携体制の整備をより一層図るとともに、相互応援協定を締結した自治体等と平常時から情報交換等を行い連携の強化を図ります。

3 防災施設・資機材等の整備

(1) 耐震化・施設整備等の推進

- ① 防災拠点施設や避難所となる市関連施設については、耐震化や災害対策設備の整備を計画的に進めます。
- ② 排水機場・樋門などの水防施設については、適切な管理や施設の改修を図り、災害の未然防止や発生時に十分な機能を果たせるよう整備に努めます。
- ③ 幹線管渠やポンプ場など雨水排水施設の整備・改修を図り、適正な維持管理を行うことにより、市街地の浸水防止や雨水排除機能の充実を図ります。
- ④ 一般住宅については、広報等を通じて、耐震化に関する情報提供を行うとともに、個人木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度の周知を図り耐震化を進めます。

(2) 避難路・避難場所等の整備

- ① 国が、避難場所等に係る統一標識のガイドラインである「災害種別避難誘導標識システム」を制定したことから、今後、この標識システムの表示方法に従い、避難場所等の表示板の整備を進めます。
- ② 津波や洪水などの各種災害想定により、避難場所の指定の追加や見直しを行い、災害種別に応じた避難場所の確保に努めます。

(3) 防災用資機材等の整備

- ① 消防団や自主防災会が、災害の未然防止や災害発生時に必要とする防災用資機材については、十分な活動が行えるように計画的な整備に努めます。
- ② 災害の未然防止や災害発生時に必要となる防災資機材については、定期的に点検整備を実施するなど適切に管理するとともに、土のう・砂・作業用具についても整備に努めます。

(4) 備蓄品等の整備

- ① 「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に則した備蓄品が目標数量に達したため、東日本大震災の教訓や他の自治体の備蓄状況をふまえ、備蓄品の検討を行い計画的な備蓄を進めます。
- ② 災害発生時に、より迅速に市民の方に備蓄品を届けるため、保管場所や運搬方法等について検討を行います。
- ③ 「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づき、大規模な災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や食糧など避難生活に必要な物資3日分の備蓄に努めるよう、啓発を図ります。

(2)消防

02 消防体制の充実

～生命（いのち）と財産を守るまち～

現況と課題

- 1 平成 27 年(2015 年)の火災発生件数は 13 件で、平成 23 年(2011 年)～ 27 年(2015 年)までは、おおむね減少傾向となっておりますが、高層化・大規模化した建物の火災や、危険物施設の老朽化等による事故の危険性が高まっています。事業所・市民の自主防火管理による予防が防火の基本であり、より一層市民の防火意識の高揚を図っていく必要があります。
- 2 火災発生時の初期消火や常備消防力を補うため、現在、消防分団及び女性消防分団で 46 分団、婦人防火クラブが 11 クラブ組織されていますが、各分団の消防力の充実・強化とともに、各地域における自主防災会の充実と育成が必要となっております。
- 3 平成 27 年(2015 年)度において、本市の防火対象物は 2,630 棟あり、総数に占める立入検査の実施率は約 14.5%と全国平均をわずかに下回っていますが、危険物施設の立入検査率は 53.3%と全国平均を上回っています。事業所に対する立入検査や予防査察による防火指導などを強化し、より一層火災予防に努める必要があります。
また、危険物許認可事務・建築同意・消防設備の設置指導等の消防法令運用・火災原因調査等を円滑に遂行できる専門知識・能力を持った予防技術資格者の計画的な育成・強化等を進めてきたところでありますが、今後も継続するとともに重大違反对象物の是正・火災原因究明の向上等に努め、消防法令適法性の確保を図ることが必要です。
- 4 近年、大規模災害や高速交通網の整備、情報通信技術の発達及び消防広域化などへの対応が求められていることから、消防本部庁舎については、平成 23 年(2011 年)度に庁舎の建て替えを行い、本市の防災拠点施設として充実を図っていますが、今後も、長期的な視野での施設整備を継続的に検討する必要があります。
消防救急無線は、関係審査基準の改正にともない、アナログ無線の使用が平成 28 年(2016 年)5 月 31 日までとされていた消防救急無線設備のデジタル化の整備が平成 26 年(2014 年)度に完了し、平成 27 年(2015 年)度から運用を開始しています。
- 5 消防水利は、市内に 1,588 基(消火栓 1,484 基、防火水槽 104 基)が設置されていますが、さらなる消防力向上のため、消防水利の基準に基づいた適正な消防水利の配置を行っていく必要があります。

後期基本計画(分野別)

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

■火災発生件数の推移

	件数	損害額 (千円)	死傷者		焼損面積	
			死者 (人)	負傷者 (人)	建物 (㎡)	林野 (a)
平成 23 年	37	23,181	2	11	627	66
平成 24 年	17	29,862	0	2	679	0
平成 25 年	33	94,171	0	7	1,007	2
平成 26 年	20	33,430	3	1	424	0
平成 27 年	13	12,840	1	2	284	1

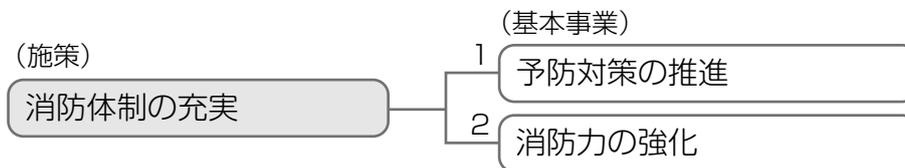
(資料：消防本部)

基本方針

大規模火災の発生要因が多様化するなかで、市民の生命と財産を守るため、消防体制の迅速かつ高度化を進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、地域の消防力を強化します。

また、複雑・多様化する消防需要に対応するため、新たな広域応援体制の整備について検討します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 予防対策の推進

(1)防火意識の高揚

- ①火災予防の充実を図るため各種行事や広報などを通じて市民一人ひとりの防火意識の醸成に努めるとともに、住宅用防災用品などの普及を促進します。
- ②婦人防火クラブを通じて家庭や地域への防火意識の高揚を促進するとともに、幼年・少年消防クラブを通じて年少者の防火教育を推進し、地域消防力を高めます。

(2)予防査察の強化

火災を未然に防止するため、防火対象物の査察を実施し、防火管理の重要性を周知します。特に、不特定多数の者が出入りする病院・社会福祉施設・ホテルなどの消防用設備と防火管理体制の整備を促進し、防火安全対策を推進します。

(3)住宅用火災警報器の設置推進

住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れであり、その中でも65歳以上の高齢者の占める割合が約70%と高く、また、火災による死者は就寝時間帯に多いことから、消防法令により義務づけられた住宅用火災警報器の設置について、普及促進活動に努めるとも

に、設置後の定期的な点検及び整備を実施するよう啓発します。

2 消防力の強化

(1)消防関係施設の整備

- ①消防行政を取り巻く社会情勢の変化などに対応できる消防防災拠点として消防本部庁舎の建て替えを平成23年(2011年)度に行いましたが、今後も引き続き消防関係施設の整備に努めます。
- ②既存の機器の配備状況や耐用年数などを考慮し、消防設備機器などの更新計画を策定し、より一層計画的・効率的な配備と利用に努めます。

(2)常備消防体制の充実

南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、消防広域化への検討をはじめ、消防車両、資器材の整備などにより、常備消防力の充実に努めます。

(3)消防団の充実

- ①地域の消防力を高めるため、市内全域に46ある消防分団について各種訓練内容を充実するとともに、幹部団員の消防学校への研修参加など、育成・強化に努めます。
- ②消防団体制の充実強化のため、分団詰所の耐震化や消防団の再編、さらには消防車両等の計画的な更新に努めます。
- ③災害発生時の後方支援的な要員を確保するため、女性消防団員の加入促進を行います。
- ④迅速に団員を招集するため、携帯メールを利用した緊急連絡を行っていますが、今後も引き続き迅速かつ効率的な連絡体制の整備を検討します。

(4)消防水利の充実

消防水利の基準に基づいた適正な水利配置を行うために、あらたに鳴門市水利管理システムを導入し、消防力向上にむけた効率的な取り組みに努めます。



少年少女消防クラブ



消防出初式

(3)救急

03 救急救助・医療体制の充実

～かけがえのない生命（いのち）を救うまち～

現況と課題

1 救急出場件数は、平成 27 年（2015 年）は 2,450 件で、平成 23 年（2011 年）から平成 27 年（2015 年）までは増加傾向にあります。そのうち、急病による出場件数は全体の約 59%を占めており、また約 59%は 65 歳以上の傷病者です。近年、救急救命処置の拡大等により救急隊員に求められる高度な処置が必要とされる中、救急救命士の養成並びに救急隊員の教育、技術の維持・向上、また高規格救急車の計画的更新を進める必要があります。

2 救急医療については、1 次（休日・夜間）が鳴門市医師会による在宅当番制により、2 次が東部Ⅱ医療圏(1市5町)における7病院の病院群輪番制及び救急告示医療機関により、3 次が県立中央病院及び徳島赤十字病院に併設されている救急救命センターにより、それぞれ対応する体制が確立されています。

さらに、徳島県とメディカルコントロール協議会及び消防機関が救急搬送における「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定しています。周産期医療や専門性の高い疾患についても整備されており、これらの医療機関と連携を強化していく必要があります。

3 平成 24 年（2012 年）から傷病者の救命率向上と後遺症の軽減を図るため、関西広域連合が徳島県立中央病院を基地病院としドクターヘリの運航を開始、また、平成 27 年（2015 年）には徳島赤十字病院がドクターカーの運用を開始しています。

適正なドクターヘリ及びドクターカーの活用ができるよう、ランデブーポイントの整備ならびに、これらの医療機関と連携・協力をしていく必要があります。

4 傷病者に対して、その場に居合わせた人が応急手当をできるよう、市民に応急手当の技術・知識の習得を広めていく必要があります。

■救急救助件数の推移

(単位：件)

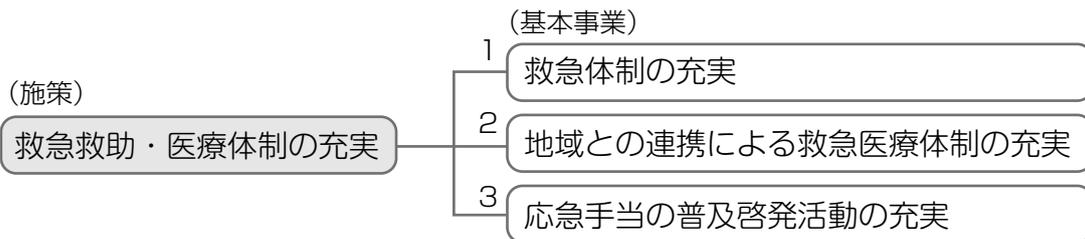
	合計	火災	自然	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
平成 23 年	2,217	8	—	9	270	32	26	372	11	28	1,157	304
平成 24 年	2,360	—	—	8	243	29	27	378	13	34	1,331	297
平成 25 年	2,395	3	—	8	266	33	24	356	12	24	1,339	329
平成 26 年	2,491	3	—	10	265	33	24	393	2	20	1,437	304
平成 27 年	2,450	2	2	2	240	25	12	381	7	19	1,442	318

(資料：消防本部)

基本方針

市民の生命を守るため、救急救命士及び救急隊員の資質向上、高規格救急車の計画的更新に努めるとともに、地域・関係機関との連携強化により救急医療体制の整備を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 救急体制の充実

- ①救命率の向上を図るため、高度な専門技術を持つ救急救命士の養成に努めます。また、教育体制の確立を図るため、指導的立場の救急救命士の養成を行い、救急救命士及び救急隊員の資質の維持・向上、また救急体制の強化に努めます。
- ②高規格救急自動車の計画的更新を図るとともに、救急自動車及び救急用資機材の整備に努めます。

2 地域との連携による救急医療体制の充実

救急医療の一層の向上を図るため、地域医療を担う鳴門市医師会や徳島県鳴門病院などとの定期的な意見交換などを実施、また、病院間搬送時及び老人介護保険施設等からの搬送時において、搬送時間の短縮、傷病者の負担の軽減等を目的とし鳴門市医師会指導・協力のもと救急搬送依頼書を作成するなど、関係機関と連携体制の強化に努めます。

3 応急手当の普及啓発活動の充実

救急隊が現場に到着するまでの間、近くに居合わせた人が適切な応急手当が実施できるよう、消防団員・自主防災会・自治会・婦人会・事業所などを対象に普通救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発に努めるとともに、より多くの人に参加しやすい講習についても検討していきます。



救命講習会

(4)交通安全

04 交通安全対策の充実

～交通事故のない安全なまち～

現況と課題

- 1 平成 27 年(2015 年)の市内における交通事故の発生件数については 263 件(死者 4 名、負傷者 334 名)と、平成 23 年(2011 年)以降 300 件以上あった発生件数を下回り大きく減少しています。しかし高齢社会の進展にともない発生件数の約 40%に 65 歳以上の高齢者が関係しており、加害者になるケースも増加していることから、高齢者に対する交通安全対策の強化が必要です。
- 2 交通事故の原因の多くは前方不注視や安全不確認などの基本的なルール違反や交通マナーの欠如にあることから、市民一人ひとりの交通安全意識の向上が重要です。このため、鳴門市交通安全協会・鳴門市交通安全母の会など交通関係機関・団体との連携をさらに緊密にし、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に対する啓発・交通安全教育を推進していく必要があります。
- 3 歩行者や自転車利用者といった交通弱者の安全確保に重点を置き、交通危険箇所の解消を図るため、効果的な交通規制についての関係機関への働きかけや、生活道路を中心に計画的な交通安全施設の整備・充実に努め、安全で快適な交通環境の構築を図る必要があります。

■交通事故の推移

(単位：件、人)

	発生件数	一般道路		1日発生件数
		死者	傷者	
平成 23 年	310	9	391	0.8
平成 24 年	329	2	398	0.9
平成 25 年	322	3	422	0.9
平成 26 年	334	2	416	0.9
平成 27 年	263	4	334	0.7

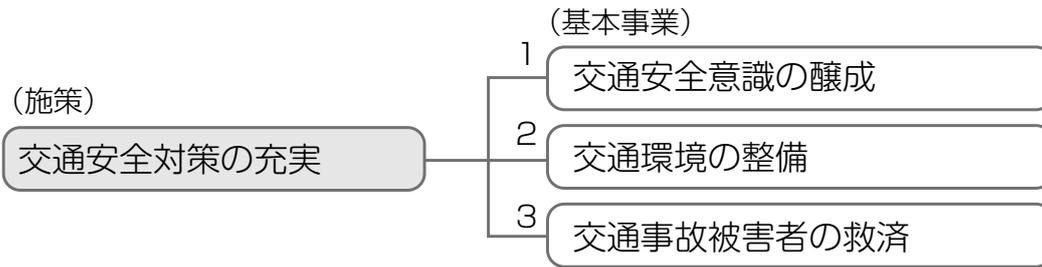
注) 高速道路上の件数を除く。

(資料：市民協働推進課)

基本方針

市民や関係機関・団体と行政が一体となった交通安全運動の積極的推進により、市民一人ひとりの交通モラルの向上と交通安全意識の高揚を図ります。また、安全で快適な交通環境の構築を図り、交通事故のない安全なまちの実現をめざすとともに、交通事故被害者の救済・支援に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 交通安全意識の醸成

(1)交通安全教育の充実

保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高校や婦人会・老人クラブ・事業所などにおいて、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室や実践体験のできる講習会を開催し、より充実した交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を高めます。

(2)交通安全運動の推進

市民・警察・行政などが一体となって「飲酒運転撲滅」「全席シートベルト着用・チャイルドシート着用運動」などの交通安全運動を推進するとともに、その推進母体となる鳴門市交通安全対策会議の活動を促進します。

2 交通環境の整備

(1)交通安全施設の整備

道路反射鏡・防護柵・水銀灯などの交通安全施設については、交通状況や道路の現状を的確に把握し、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した整備を進め、適切な維持管理に努めます。

(2)効果的な交通規制の実施

道路の整備状況や交通の実態に配慮しながら、より効果的な交通規制の実施に向けて、関係機関に働きかけを行い、また、市民の良好な生活環境の維持・向上を図るため、違法駐車及び放置自転車等防止に努めます。

3 交通事故被害者の救済

(1)交通事故相談の充実

交通事故の被害者や家族を対象として、適切な助言を与えられるよう交通事故相談の充実を図ります。

(2)交通遺児家庭への支援

交通事故により保護者などが死亡した児童・生徒に、交通遺児育英金を支給し、経済的支援を行います。

(5)防犯

05 犯罪のない安全なまちづくりの推進

～犯罪のない明るいまち～

現況と課題

- 1 近年、複雑化する社会環境などを背景に、犯罪が巧妙化・広域化・低年齢化するなどの傾向がみられます。また、子どもや高齢者が日常生活の中で被害を受ける事件が全国的に問題となっており、犯罪から弱者を守る取り組みが求められています。
- 2 本市の犯罪の発生状況は、刑法犯罪については平成23年(2011年)485件に対し平成27年(2015年)は379件と約20%減少しており、そのうちの、ひったくり、車上ねらい、空き巣などの街頭犯罪等についても、平成23年(2011年)の243件から平成27年(2015年)は130件と減少しています。しかし、社会環境の変化などにより犯罪の多様化、巧妙化が進んでおり、犯罪の多様化に応じた防犯対策が求められています。市の防犯については、鳴門市防犯協会を中心として、地区自治振興会や地域の安全を守る会においても、さまざまな活動が進められていますが、地域の安全は地域で守るという基本的な防犯意識の高揚が求められています。
- 3 鳴門市安全なまちづくりに関する条例の趣旨に沿い、地域における安全活動を推進するため、市民の自主的な安全活動への支援や啓発活動を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めています。今後も、適切な防犯情報の提供に努めるとともに、地域と関係機関・団体が一体となった防犯活動の充実が必要です。

■刑法犯発生及び検挙件数・検挙率の推移 (単位：件、人、%)

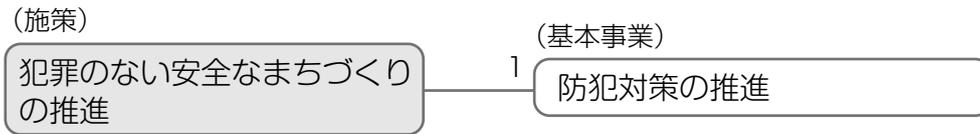
	発生件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成23年	485	248	121	51.1
平成24年	486	189	102	38.9
平成25年	444	155	120	34.9
平成26年	423	174	111	41.1
平成27年	379	414	70	109.2

(資料：徳島県警察本部)

基本方針

犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、鳴門市防犯協会などの関係機関・団体との連携・協力の強化を進めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域に根ざした自主的な防犯活動を支援します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 防犯対策の推進

(1)防犯意識の高揚

「安全なまちづくりを考える市民の集い」の開催や学校などでの「不審者侵入時対応訓練」「誘拐防止訓練」、地域や事業所での「防犯研修会」などを通じて、防犯に対する意識の高揚に努めます。

(2)防犯活動の推進

警察などの関係機関の協力を得ながら防犯情報を把握し、適切な防犯情報の提供に努めます。

また、「地域の子どもは地域で守る」という考えのもとに、「子どもの安全見守り隊」や「青色防犯パトロール隊」などの巡回活動や防犯活動の推進に努めます。

(3)防犯組織の育成・支援

市民のニーズに応えた防犯活動が進められるよう防犯組織の強化、活動の活性化、活動内容の充実に向けて組織の育成・支援に努めます。



青色防犯パトロール隊

後期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

(1)居住環境

01 良好な居住環境の整備

～快適で住みやすいまち～

現況と課題

- 1 本市の住宅数は、核家族化や単身世帯の増加などによる世帯数の増加にともない増加傾向にあり、平成 25 年（2013 年）現在 28,960 戸で持家率は 75.9%と、平成 10 年（1998 年）と比較すると 4,160 戸増加していますが、居住世帯のない住宅数も増加しています。住宅の状況は、昭和 56 年（1981 年）の新耐震基準施行以前に建築された住宅が 35.9%を占めており、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住宅被害への対策を進め地震に強いまちづくりを進めるため、民間住宅の耐震診断への助成や耐震改修の促進を図る必要があります。また、高齢化の進行により高齢者の住む世帯は 51.6%（全国平均 39.9%）、そのうち 65 歳以上の単身者の住む世帯は 13.4%（全国平均 10.6%）と、全国平均よりやや高い状況にあります。手摺などの高齢者のための設備のある住宅は全体の 52.1%であり、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、バリアフリー*化の促進など居住水準の向上が求められています。
- 2 市営住宅については、平成 28 年（2016 年）4 月現在 32 団地 891 戸あり、入居率は 66.3%です。このうち木造やC B造の住宅が 471 戸と全体の 52.8%を占めており、安全性や居住性への対応、少子高齢化に伴う人口減少などの社会情勢をふまえ、鳴門市公営住宅長寿命化計画を見直し、現状に即した居住性や福祉対応及び長寿命化型の住宅とし、適正な供給と管理を行うことが必要です。
- 3 居住環境については、身近な河川等の水質悪化や、害虫の発生や不法投棄の要因ともなる空き地の雑草、空き家の老朽化などが問題となっており、快適に暮らせる環境を確保するための取り組みが求められています。

■居住状態別住宅数の推移

(単位：戸)

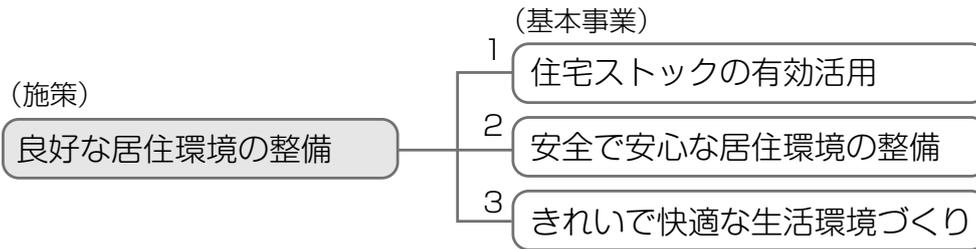
	総 数	住宅数							住宅以外で人が居住する建物
		居住世帯あり			居住世帯なし				
		総 数	同居世帯あり	同居世帯なし	総 数	一時現在者のみ	空き家	建築中	
平成 5 年	23,900	20,280	20,260	20,260	3,620	380	3,120	110	70
平成 10 年	24,800	20,610	20,540	20,540	4,190	370	3,670	150	150
平成 15 年	24,840	20,420	20,340	20,340	4,420	170	4,160	90	30
平成 20 年	27,300	21,480	21,370	21,370	5,820	50	5,670	90	70
平成 25 年	28,960	22,410	22,230	22,230	6,550	210	6,290	50	40

(資料：総務省「住宅統計調査」)

基本方針

本市の住宅は持ち家が中心ですが、今後は、少子高齢化や環境との共生、耐震機能の充実など安全性や居住水準の向上を図るとともに、快適な暮らしを確保するため、きれいで安全な居住環境づくりをめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 住宅ストック*の有効活用

(1)市営住宅の効率的な住宅供給と適正管理

- ①市営住宅の今後のあり方を定めた「鳴門市公営住宅長寿命化計画」に基づき、既存住宅の維持管理、用途廃止、建替え等を行い長期的な維持管理を行います。
- ②平成32年（2020年）度で計画最終年度をむかえる鳴門市公営住宅長寿命化計画について、現在の入退居状況をふまえた適正管理戸数とする必要があることから見直しを行い、効率的な住宅供給と管理を行います。

2 安全で安心な居住環境の整備

(1)バリアフリー化の促進

公営住宅のバリアフリー化の推進は、住戸改善などにより進めます。また、民間住宅については住宅性能表示制度で示されており、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」の普及促進を図ります。

(2)耐震診断・耐震改修の促進

- ①国・県の補助制度を活用し、平成12年（2000年）5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断の実施を促進するとともに、耐震診断に基づく耐震改修及び減災に寄与する耐震改修関連工事の推進を図ります。
- ②リフォームにあわせた耐震改修の啓発を行い、国・県の補助制度を活用し耐震化の促進を図ります。

(3)空き家の適正管理・除却・利活用の促進

- ①空き家の所有者等に対し適正管理を促し、老朽化し危険な空き家となることを防ぎます。
- ②既に老朽化し危険な空き家については、国や県の補助制度を活用して除却を促し、居住環境の改善を図ります。また、除却後の跡地についても、有効活用を促すための施策に取り組みます。
- ③使用可能な空き家については、空き家バンク等の取り組みにより、所有者と利用希望者のマッチングを行い、利活用を促進します。

3 きれいで快適な生活環境づくり

(1)市街地の緑化推進

市民が季節の変化を感じ、自然と暮らしの調和がとれた快適で潤いのある生活ができるよう緑地の保全や街路樹の整備に努めます。

(2)魅力ある街並みづくり

撫養街道や水尾川、神社や寺院の門前街の景観など鳴門の風土、歴史文化、自然環境を活かした魅力的な街並みづくりに努めます。

(3)まちの美化推進

道路や公園など公共の場の美化に努めるとともに、害虫の発生や不法投棄の要因ともなる空き地の雑草については、処理を適正に行うよう、所有者や管理者に要請していきます。

(4)憩いの場の創出

住民が憩い、交流の場でもある都市公園や緑地等は、子どもからお年寄りまで多くの人々が利用しやすい環境整備に努めます。

(5)生活公害対策

生活環境に被害を与え、健康で文化的な生活の障がいとなる大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害については、定期的な調査、国や県の最新情報や調査データの把握等を行い、未然防止と監視に努めます。また公害等に関する相談には、迅速かつ状況に応じた処理に努めます。

(2)市街地

02 活気に満ちた市街地の形成

～潤いとにぎわいのあるまち～

現況と課題

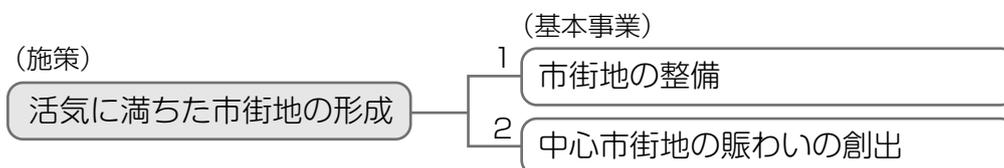
- 1 本市の市街化区域* 1,338haのうち、土地区画整理事業区域は 439.7ha であり、市街化区域の 32.9%にあたりますが、平成 14 年（2002 年）度をもって事業はすべて完了し、街路や公園などの都市基盤が整い、緑豊かで良好な市街地が形成されています。
- 2 しかし、これらの面的整備が進んだ地区においても、未利用地・遊休地として放置されている箇所が見られ、中心市街地とその周辺では居住人口の郊外流出などによる空洞化傾向も見られることから、これらの土地について有効利用を図る必要があります。
- 3 一方、旧街道沿いなどの古くから住宅が密集している地区では、人口減少・高齢化の進行するなか細街路や老朽住宅が残されており、都市基盤の整備が遅れている地区があります。
- 4 社会環境の変化や消費者ニーズの多様化に加え、近年は近隣地域に大規模店舗の進出が相次ぎ、空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が一層進展しています。
 こうした状況に対応するため、商店街や商工会議所等の関係団体と連携し中心市街地の活性化の為にさまざまな施策を展開してきましたが目に見える成果は得られていません。
 こうした状況への対応は、各店舗あるいは商店街の課題であるとともに、今後のまちづくりにおいても重要な課題です。

基本方針

都市計画マスタープランに示した土地利用の基本方向に則し、地域地区の適切な指定、地区計画制度*、建築協定*、任意のまちづくり協定等の活用や、建築行為・開発行為等の適切な誘導・指導及び事業推進にあたっての関係機関との適切な連携など、それぞれの地域特性や事業の性格に応じて、多様な手法を活用し、あらゆる人にとっての暮らしやすさが確保された、安全・安心な市街地の形成を推進します。

既存の集客イベントなどの取り組みについて見直しを行うとともに、地域の商業に関わる関係者とともに、地域商業に関する課題や対応について意識の共有を図りながら新たな試みにも取り組んでいきます。

施策体系図



後期基本計画(分野別)
基本目標1
基本目標2
基本目標3
基本目標4

主要な施策の内容

1 市街地の整備

(1) 中心市街地

- ① 鳴門駅周辺地区については、本市を代表する「まちの顔」としての良好な中心市街地の形成を推進します。特に、公共交通の発着点である鳴門駅周辺においては、徒歩や自転車での利用を前提とした各拠点施設の利便性の向上を図りながら、良好な市街地の形成に努めます。
- ② 商業系と住宅系の混在した土地利用となっている地区については、住環境の改善を進め、生活利便性の高い地域として、土地の高度利用と街なか居住を推進します。

(2) 区画整理済み市街地

- ① 区画整理事業によって整備された市街地においても、換地処分からかなりの年月が経過し、街路等の経年劣化が見られることから、計画的な維持管理に努めることにより良好な市街地の形成に努めます。
- ② 未利用地・遊休地において、宅地分譲等の開発が予定される場合については、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

(3) 未整備密集市街地

林崎・岡崎地区、木津地区、高島地区などの古くから住宅が密集している地区については、安全で安心な住宅地を確保するという観点から、セットバック*による細街路の道路拡幅や、ポケットパーク*の整備等防災機能の向上により、居住環境の改善を進めます。その際は、地区住民の意向をふまえ、その地区の持つ町並みや歴史的な建築物、自然環境との調和に配慮します。

(4) 新市街地等の整備

- ① 農業や自然環境の保全との調和を図りながら、地区計画制度などを活用し、民間主体による計画的開発を誘導するなど土地の有効利用に努めます。
- ② 大規模な宅地分譲等の開発が予定される場合については、建築協定や地区計画制度の活用等により、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

2 中心市街地の賑わいの創出

- (1) 商店街や関連団体等の自発的な活動を促しそれを支援するとともに、市民等の消費者を巻き込んだ新たな事業の推進を支援します。
- (2) 生活利便の高い地域でもある中心市街地の空き店舗・空き家を新規創業や移住者の住居としての活用を推進していきます。
- (3) 既存の集客イベントのあり方を見直すほか、継続するものについては、より高い効果が得られるよう実施内容の見直しを図ります。

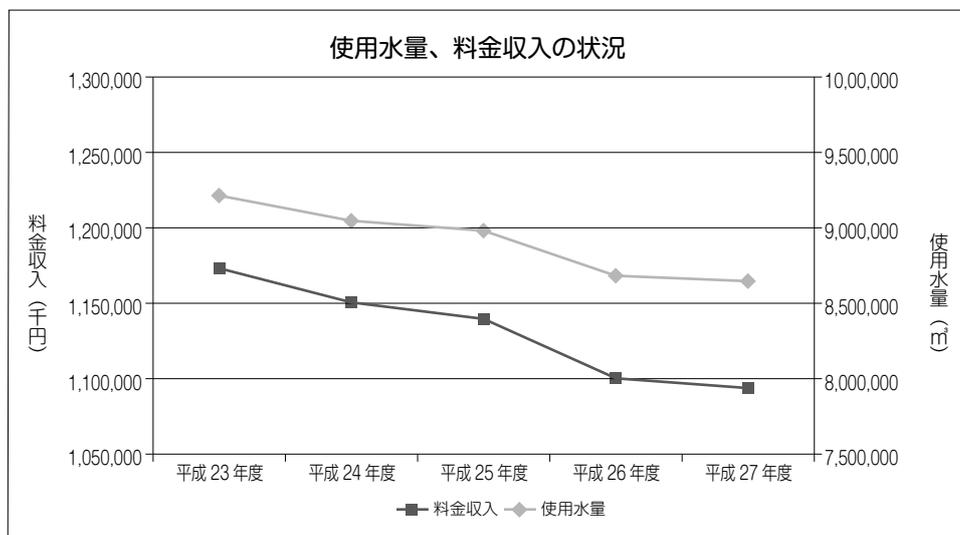
(3)上水道

03 安全で強靱な水道の持続

～安全でおいしい水が飲めるまち～

現況と課題

- 1 本市は、古くから良質の地下水に恵まれておらず、このような状況を改善するため、昭和5年（1930年）度より旧吉野川の水源を確保し、上水道整備に着手しました。その後、9期にわたる拡張整備事業により昭和53年（1978年）に普及率はほぼ100%に達し、「市民皆水道」を実現して以降、10期施設整備事業（平成3年）より施設拡張から維持管理の時代を迎えています。
- 2 本市は、山地が多くまた島しょ地域もあり、市域面積が広く人口が分散しているという地理的特性により、長い送配水管延長と海底管の布設が必要となるなど経営効率は良くありません。また、老朽化した管の更新や施設の適切な維持管理により有収水量率*は平成27年（2015年）度において84.1%となっています。
- 3 少子高齢化による人口の減少や企業活動における節水型事業への転換、ライフスタイルの変化や節水意識の高まりなどにより、使用水量と料金収入は減少を続けています。



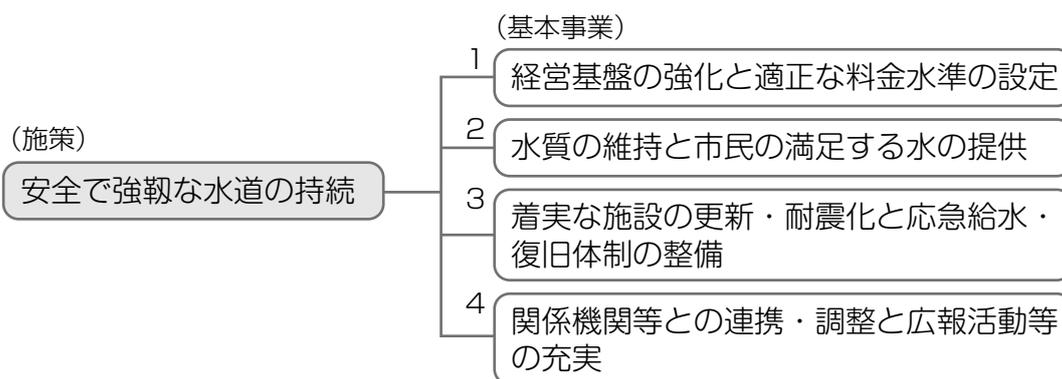
(資料：水道企画課)

- 4 水道施設の多くは昭和40年代の高度経済成長期の人口増に対応して整備されており、老朽化が進んでいます。また、近い将来に高い確率で発生すると予測されている南海トラフ地震に備えて、早急に施設の耐震化を進める必要があります。
- 5 料金収入が減少する一方で、南海トラフ地震等の危機管理対策、老朽化した施設の更新、水環境の変化に対応した水質管理の強化、多様化・高度化する利用者ニーズなどのさまざまな課題に対応するため、平成28年（2016年）に「鳴門市水道事業ビジョン」を策定しました。

基本方針

水道は、市民の安全で快適な暮らしや健康を守り都市機能を支えるために欠くことのできないライフラインであることから、50年後、100年後まで持続して安全な水を安定的に供給できるよう、鳴門市水道事業ビジョンに定めた目標達成に向けた取り組みを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 経営基盤の強化と適正な料金水準の設定

(1) 経営戦略の推進

中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

(2) 料金改定の検討

さまざまな経費節減のための取り組みを実施しても、近い将来に赤字が発生する見込みであることから、料金改定に向けた検討を早急に開始します。

2 水質の維持と市民の満足する水の提供

(1) 水質の監視強化

国などと連携し、取水を行っている旧吉野川の汚濁防止対策や緊急時の体制構築などの取り組みを進めます。

(2) カビ臭、塩素臭への対策

水道水のカビ臭や塩素臭を低減するため、必要な設備を整備します。

(3) 鉛製給水管の解消

水道水が管の中に長時間滞留すると水質基準を超える鉛が溶け出し健康を害する恐れがあるため、鉛製の給水管をなくします。

3 着実な施設の更新・耐震化と応急給水・復旧体制の整備

(1) 浄水場の更新

浄水場は水道事業の根幹となる施設ですが、建設から40年以上が経過し、施設の老朽

化が進行しており、耐震化もされていません。また、現在の浄水場はその構造や地盤の状況から耐震化することは困難なため、早急に浄水場を更新します。

(2)配水池の耐震化

主要な配水池の耐震診断を実施し、耐震性がないことが判明すれば、耐震化または更新工事を実施します。なお、更新工事を実施する際には、より効率的な配水を行うことができるよう施設の統廃合を検討します。

(3)基幹管路の耐震化

基幹管路と呼ばれる重要な管路の耐震化を重点的に進めます。

(4)応急給水・復旧体制の整備

災害時における飲料水の確保と漏水による二次災害の防止を目的として主要な配水池に緊急遮断弁を設置するとともに、マニュアル整備や防災訓練を実施します。

4 関係機関等との連携・調整と広報活動等の充実

(1)規制緩和等に向けた提言

より効率的な事業運営の実現に向けて、制度改正や事務改善の提案や要望を国や県などに積極的に行います。

(2)関係機関等との連携

近隣の水道事業者、他のライフライン事業者や市の他部局などと連携を図り、さらなる事業の効率化や災害対策などについての調査、検討を進めます。

(3)広報活動等の充実

市広報紙やテレビ広報番組などを通じて水道事業の現状や課題、今後の方向性について分かりやすく情報提供を行い、市民の水道への理解と愛着を深めます。

(4)道路

04 安全で快適な道路の整備

～安全で利用しやすい道路のあるまち～

現況と課題

- 1 神戸淡路鳴門自動車道及び四国横断自動車道鳴門～高松間の完成など高規格幹線道路*の整備にあわせ、市街地や観光拠点、公共公益施設などにアクセスできる道路ネットワークを形成するうえで、市道の整備を進めていく必要があります。
- 2 市道は、平成28年(2016年)4月現在、改良率57.4%、舗装率94.1%となっており県内他市町村に比べると比較的良好な水準にあります。しかし、既成市街地や既存集落などには緊急車両の進入が困難な狭い道路も多く残されており、地域の実情にあった安全に配慮した生活道路の整備が必要です。
- 3 市道に架かる橋梁数は、平成28年(2016年)4月現在で712橋ありますが、これらの橋は老朽橋も多いことから、計画的な整備・改良を推進していく必要があります。
- 4 本市の緑道*・歩行者専用道・コミュニティ道路*などは必ずしも十分に整備されていません。これらは潤いのある都市空間の形成のために必要であり、地域住民や関係機関との密接な連携を図りつつ、その実現に向けた検討が必要です。また、歩道のバリアフリー*化など、高齢者や障がい者などすべての人々に安全で快適な道路環境の整備が求められています。
- 5 本市では市道岡崎渡船場線など3路線の渡船が運行しており、地理的条件など運行継続の必要性から、3航路とも運行業務については民間会社に委託しています。
- 6 平成28年(2016年)4月現在、4,926灯の道路照明灯が設置されており、毎年年間40灯程度の新設照明が見込まれています。近年、設置された街灯などの老朽化が著しく腐食倒壊する事故なども想定されることから、計画的に更新していく必要があります。
- 7 本市における都市計画道路は、都市計画決定道路は31路線、延長57,910mであり、そのうち完成路線は18路線、完成及び一部完成延長は44,210mです。都市計画道路は、都市としての活力を育み、地域間の交流を促す機能を担います。このため、本市の将来都市構造をふまえ、必要な都市計画道路の整備に努める必要があります。
- 8 都市としての活力を育み、地域間の交流を促す高規格道路である、四国横断自動車道阿南～鳴門間の早期完成を促進する必要があります。また、同区間の周辺対策を地元や関係機関との協議のもと行うとともに、主要道路から市街地や観光拠点にアクセスできる道路網の検討が必要です。

■市道整備状況の推移

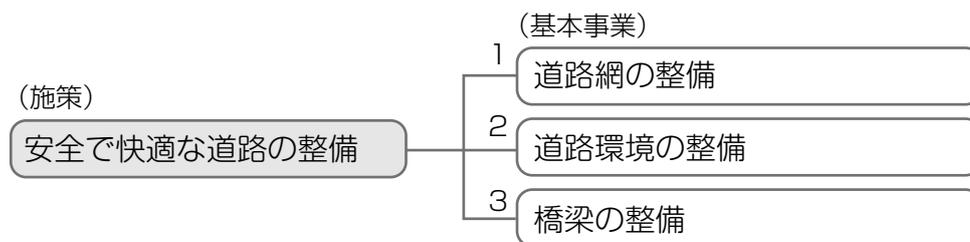
	路線数	道路延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	橋梁数	橋梁延長 (m)
平成 23 年	2,485	587.1	522.4	88.9	711	5,944
平成 24 年	2,490	593.2	528.4	89.1	712	5,968
平成 25 年	2,489	593.1	528.3	89.1	712	5,968
平成 26 年	2,501	594.0	529.3	89.1	712	5,973
平成 27 年	2,501	594.0	529.3	89.1	712	5,973

(資料：土木課)

基本方針

緊急性及び投資効果の高い事業から優先的に道路整備を促進し、より効果的で効率的な事業推進を行い、安心して移動できる円滑な交通網を確保して将来のまちづくりと整合した道路整備を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 道路網の整備

(1)幹線道路の整備促進

主要幹線道路である国道・県道については、現在、施工中あるいは計画中である事業の早期完成を要望するとともに、市民からの意見・要望を国・県の道路整備事業に反映していきます。

(2)都市計画道路の整備

地域間交通の軸となり域内の円滑な交流を確保するため、未整備区間については、国・県と連携を図りながら整備を推進します。

(3)高規格道路の整備促進と周辺対策

現在整備中である四国横断自動車道阿南～鳴門間については、早期完成を関係機関に要請するとともに、周辺対策については、地元と協議しながら、国・県と協調して整備を進めます。

(4)市道の整備

- ①沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進めるとともに、行き止まりの解消や狭あい道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備を推進します。
- ②側溝が整備されていないため路面排水処理などができない路線については、投資効果の高い箇所から側溝整備を進めます。

2 道路環境の整備

(1) 歩行者道路（歩道）等の整備

- ①安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
- ②歩行者の多い幹線道路や通学路を中心に、歩道の整備や交差点の改良を計画的に実施します。

(2) 道路緑地の環境づくり

快適な居住空間の確保という観点から、道路整備の際は、街路樹や植樹帯の確保に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

(3) 街灯などの整備

街灯などの照明設備については、効果的な照明が得られるよう見直しを行うとともに、老朽器具の有効性を見極めと効率の良い設置基準を設け合理的に整備します。

(4) 側溝清掃

雨水排水などの排水機能を維持するため側溝清掃を地域住民との協働により計画的に推進します。

(5) 市民との協働による道路環境整備

市が管理する道路におけるボランティア活動として道路アドプト事業を推進し、ボランティア活動の活性化と、道路愛護意識の高揚を図ります。

3 橋梁の整備

(1) 耐震補強等の整備

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等などに備え、広域避難路などに架かる主要橋梁に落橋防止対策などの耐震補強を施します。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の予防保全的な修繕を図ります。

(5)交通

05 新しい公共交通網の確立

～人が行きかうまち～

現況と課題

1 本市は、四国の東玄関に位置する交通の要衝となっており、神戸淡路鳴門自動車道と四国横断道・四国縦断道との連結により、高速道路網が著しく進展しました。特に高速バス交通網においては、関西圏、中部圏、関東圏へのアクセスが向上しました。これら交通網の整備について、今後も継続して利用者の利便性向上等を図る必要があります。

2 平成19年(2007年)度に設置した鳴門市地域公共交通会議において、市営バス各路線の民間委託などについての考え方が示されたことから、平成20年(2008年)度には、「里浦線」、「運動公園線」、「高島線」を「地域バス」として2路線に再編するとともに、運行業務を民間に委託することとしました。

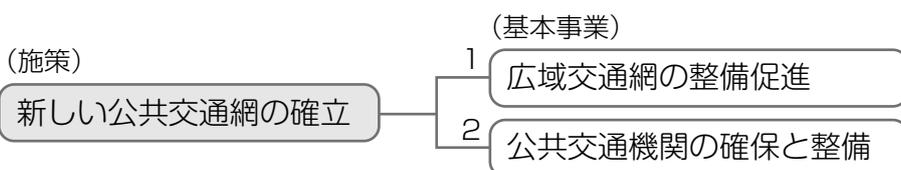
また、市民生活に必要な移動手段は基本的に確保するとの方針のもと、「高島線の一部」、「鳴門公園線」を民間事業者に移行し、平成25年(2013年)度4月1日から、市営バスが運行を行っていた3路線「引田線」、「北泊線」、「大麻線」を民間事業者に路線移譲し、運行を開始しました。これにより、バス事業は公営企業ではなく、民間企業に委ねられることとなりました。今後については、民間事業者等との調整を図ることにより、効率的で安定的な路線維持に努めるとともに、市民協働の基本的な考えのもと、新しい公共交通体系の研究を行う必要があります。

基本方針

四国の東玄関口としての交通拠点性を高めるため、広域交通網の整備を図り、人・物・情報が行きかうまちづくりを推進します。

市内の公共交通については、高齢者や障がい者、生徒など地域住民の身近な足として、安全かつ利便性に配慮した移動手段を確保しつつ、市民のニーズや社会変化に対応し、利用しやすく効率的で、まち全体の活性化につながる新しい公共交通体系の確立をめざします。

施策体系図



主要な施策の内容

1 広域交通網の整備促進

(1) 高速バス路線網の整備と利便性の向上

四国の東玄関に位置する地の利を活かし、広域交通網の確保・充実を図るとともに、交通結節点としての高速鳴門バス停留所の利便性向上に努めます。

2 公共交通機関の確保と整備

(1) 新しい市内公共交通体系の構築推進

市民生活に必要な移動手段は基本的に確保するとの方針のもと、協定路線や民間委託路線の、効率的で安定的に持続可能な運営に努めます。また、超高齢社会など社会環境の変化への対応や、多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を研究します。

(2) 民間交通機関の確保・充実

民間バスの生活交通路線の確保、JR 鳴門線の利便性の向上などを関係機関へ要請します。

(6)ごみ処理

06 自然と共生できる循環型社会づくりの推進

～限られた資源を大切にすまち～

現況と課題

- 1 家庭系一般廃棄物については、収集区域をわかりやすい町・字による地区割に変更し、平成14年(2002年)10月から市指定袋による収集を行っています。現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装類、危険ごみ・有害ごみ、飲料用缶類の分別区分により収集を行っていますが、一部に混在ごみが見られることから、引き続き、分別の徹底を推進する必要があります。
- 2 事業系一般廃棄物については、ほぼ横ばいで推移しているため、排出量の減少をめざし、廃棄物の発生抑制と再資源化に取り組むよう、事業者働きかける必要があります。
- 3 燃やせるごみについては、平成20年(2008年)4月より操業を開始した流動床式ガス化溶融炉(処理能力35トン/24H×2基)で焼却処理していますが、今後も継続して安定的な処理ができるよう、施設の適正な運転管理に努めるとともに、これまでに培ってきたごみ減量への取り組みを基本としつつ、新たな取り組みについても実施する必要があります。
- 4 燃やせないごみについては、クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、リサイクルのための処理がより効率的に行えるようになりましたが、循環型社会形成のため、今後ますます再資源化の推進を図っていく必要があります。
- 5 粗大ごみ・電気製品等については、原則としてクリーンセンターへ直接持ち込みとなっていますが、平成21年(2009年)10月より、高齢者や障がい者等持ち込みが困難な世帯を対象に戸別収集を行う「うずしおふれあい収集」を行っています。今後、高齢化の進展に伴って粗大ごみ等の搬入が自らできない世帯の増加が予想されるため、事業を継続していく必要があります。
- 6 リサイクルについては、平成9年(1997年)度の容器包装リサイクル法の施行にともない、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の再資源化を促進するための収集・処理体制の整備を図ってきました。現在、収集した資源ごみは、クリーンセンター内リサイクルプラザにおいて一時保管及び中間処理を行い、リサイクル事業者へ引き渡しています。また、地域住民を主体とした資源ごみ回収団体による新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・アルミ缶・スチール缶・布類などの回収活動も市内全域で実施されており、ごみの再資源化に大きな成果が上がっています。今後とも、各種のリサイクル法やリサイクルシステムに対応した、再資源化施策を円滑に推進する必要があります。

■ごみの年間処理量の推移

(単位：t)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
可燃ごみ ^{※1}	15,317	15,143	15,403	15,544	15,127
不燃ごみ	1,587	1,477	1,394	1,401	1,423
プラスチック ^{※2}	1,048	1,038	1,034	1,004	1,013
びん	586	558	510	487	483
ペットボトル	113	119	149	138	141
合計	18,651	18,335	18,490	18,574	18,187

※1 可燃ごみの中に、飲料用缶を含みます。

(資料：クリーンセンター廃棄物対策課)

※2 プラスチックの中に、危険ごみ・有害ごみを含みます。

■資源ごみ団体回収量の推移

(単位：t)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
回収品目	団体数	187	187	189	189	191
	新聞	976	809	787	792	713
	雑誌	749	605	570	579	538
	ダンボール	612	446	466	510	492
	雑がみ	44	51	45	43	41
	アルミ缶	68	64	62	58	56
	スチール缶	130	116	94	87	71
	古布類	72	57	59	49	48
	合計	2,651	2,148	2,083	2,118	1,959

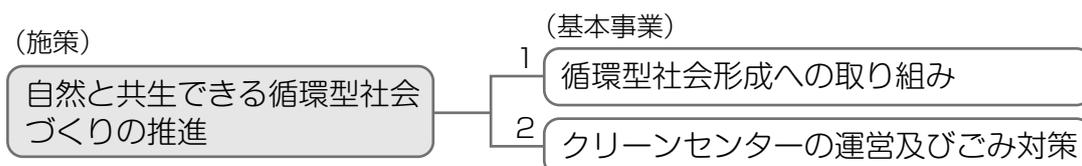
(資料：クリーンセンター廃棄物対策課)

基本方針

ものの買い方、使い方などのライフスタイルの見直しや循環型社会形成に向け、ごみの減量・再使用・再生利用を推進します。また、ごみ処理施設に搬入されるごみを適正処理し、リサイクル資源として活用するなど、資源を大切にし、自然と共生できる循環型社会づくりを構築します。

また、周辺環境に十分配慮したクリーンセンターの適正な操業に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 循環型社会形成への取り組み

(1)環境に配慮したライフスタイル・社会構造づくりの推進

- ①社会経済情勢等の変化をふまえ、目標数値や制度の見直しで、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進する循環型社会づくりをめざします。
- ②生活や事業活動にともなう物品の製造・購入・販売段階において、環境への負荷が少ないものの選択を啓発するとともに、市民が消費者として循環型社会形成に即したごみ排出を削減する行動につながる施策の推進に努めます。
- ③市が率先してグリーン購入*を進めるなど、環境に配慮した取り組みを進めていくとともに、事業所・企業へも環境に配慮した取り組みの推進を働きかけていきます。
- ④広報なるとやテレビ広報なるとを活用した、徳島県が認定するエコショップ、環境に配慮している事業所、ごみ減量やリサイクルに取り組んでいるグループや個人の紹介などを行い、市民への啓発に努めます。
- ⑤省資源化ならびにごみ減量施策の一環としてのマイバッグ運動を推進します。

(2)ごみの減量化・発生抑制の推進

- ①ごみの排出時に、地区自治振興会と連携し、各地区ステーションでの分別・減量・ごみ出しマナーを直接啓発するとともに、分別が不十分なおみには啓発用のシールを貼付し収集を行わないことなど分別の徹底を図ります。
- ②ごみの量や質を把握することにより、効果的なごみ減量策について研究を行い、その結果を基に地域における啓発活動を進めていき、地域住民を主体とするごみ減量の取り組みを進めます。
- ③広報なるとやテレビ広報なるとなどを通じ、発生抑制の具体的な取り組みを紹介し、ごみの減量化・発生抑制の推進に努めます。

(3)再使用の推進

リサイクルショップの利用が積極的に図られるような取り組みを進めるとともに、フリーマーケットの開催を奨励・支援します。

(4)再生利用の推進

- ①家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポスト*のあっせんなどにより、生ごみの堆肥化を進めます。
- ②資源ごみ報奨金制度の周知を図り、地域コミュニティや市民団体などによる資源物の集団回収の支援・促進に努めます。
- ③容器包装リサイクルについては、拠点収集を主体とし再資源化を推進します。家電リサイクル及びパソコンリサイクルについては、法制度に基づいた適正な排出が図られるよう制度の周知を図ります。

2 クリーンセンターの運営及びごみ対策

(1)ごみの適正処理・処分の推進

- ①ごみ焼却施設の適正な運用を行うとともに、ダイオキシン類などの定期測定を実施し、検査結果などの情報公開を進めます。
- ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく適正な処理・処分・再資源化が

図られるよう、関係機関との連携を図りながら、必要に応じ排出者への指導などを行います。

(2)ごみ焼却施設の適正管理・維持整備

クリーンセンターの操業にあたり、安全な運転管理と適正な維持管理に努め、故障・事故の未然防止と効率的処理に努めるとともに、周辺環境対策を行います。

(3)ごみ処理体制の効率化と民間委託の検討

より簡素で効率的な運営を行うため、収集ルートや収集形態及び組織体制の検討を行い、将来の民間委託に向けた検討を行います。

(4)ごみの減量及び適正処理の管理

分別徹底の広報・啓発を行い、廃棄物の減量化を図り、経費の削減と再資源化を推進します。また、搬出している廃棄物が適正かつ安全に処理されているか、定期的に現地を確認し管理を行います。

(5)不法投棄対策の推進

未設置地域において不法投棄監視パトロール隊の設置を働きかけ、不法投棄防止看板などの設置支援を進めるとともに、民間事業者や地域住民と連携し、情報収集や現地パトロールの監視体制を強化します。また、鳴門市不法投棄監視パトロール連絡協議会により、不法投棄防止ネットワークの構築を図り、不法投棄を許さない市民運動を高めます。

(6)環境学習館の運営

循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、ごみの減量・リサイクル及び環境をテーマに施設見学や体験学習、講座の開設など環境教育・学習の場の充実を図ります。

(7)災害時における廃棄物処理

地震や台風などの被災時を想定し、災害予防や廃棄物に関する緊急対応、復旧・復興に必要な基本的事項等を取りまとめた鳴門市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理対策の充実と強化を図ります。また、本計画は状況に応じた見直しを行い、より実効性の高いものにバージョンアップしていくものとします。

(7)エネルギー使用

07 地球温暖化・省エネ対策の推進

～地球に優しいまち～

現況と課題

1 私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、このことによって地球温暖化*の原因となる二酸化炭素を大量に排出したり、限りある資源を枯渇させるおそれも生じています。このため快適な生活環境を将来世代に伝えるには、エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みが必要となっています。

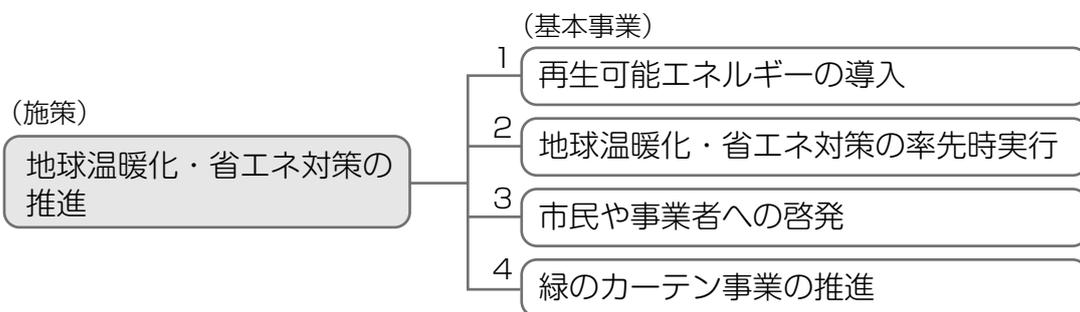
2 地球温暖化の進行とその影響は既に深刻なものになっており、現在のような化石燃料に依存したエネルギー消費を続ければ、今世紀末には地球の平均気温が4度以上上昇し、取り返しのつかない甚大な影響を及ぼすと言われています。

こうしたことから、本市においても、市の事務事業等に起因する温室効果ガスの削減に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。

基本方針

本市の自然環境や社会環境と調和し、地域振興にも寄与する再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギーを大量に使用するライフスタイルを見直し、自然環境への負荷を低減させる取り組みを市民や事業者とともに推進し、地球環境にやさしいライフスタイルの定着をめざした取り組みを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 再生可能エネルギーの導入

「再生可能エネルギー固定価格買取制度」導入以来、本市においても民間事業者による多くの「太陽光発電施設」が建設されてきましたが、太陽光以外の自然エネルギーは、ほとんど活用されていないのが実情です。このため、風力発電の導入について取り組みを進めていきます。

2 地球温暖化・省エネ対策の率先的実行

市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるためのさまざまな取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報紙や市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。

3 市民や事業者への啓発

環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的対策について、CO₂削減効果や省エネ効果などの周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。

その中でも、ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみの分別徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。

4 緑のカーテン*事業の推進

夏場の電気使用量の削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配付します。



緑のカーテン事業

(8)消費生活

08 消費者政策の推進

～安全で安心な消費生活ができるまち～

現況と課題

- 1 近年の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズや流通形態の変化などにもとない、新しい商品が次々に開発されるとともに、多種多様なサービスが消費者に提供されています。また、スマートフォンの急速な普及により、だれもがインターネットを通じて容易に世界とつながることができるようになった一方、日々至る所でさまざまなトラブルが発生しており、ますます多様化・巧妙化する詐欺等の被害もいまだにありません。さらに、トラブルは高齢者だけに限らず、小・中・高生などの若い世代でも発生しています。こうした中、鳴門市消費生活センターの相談件数も、平成22年（2010年）度の259件から、平成27年（2015年）度には310件と増加しており、相談機能の充実・強化に努めています。
- 2 消費生活センターでは、専門的知識を持った相談員が、市民から消費生活に関する相談や苦情を受け、それらの解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行っています。また、消費生活の向上に取り組む団体として、鳴門市消費者協会が独自にさまざまな活動を行っているほか、市と協力して詐欺・トラブルに関する注意喚起や消費生活センターの周知活動も行っています。
- 3 今後、消費者を取り巻く環境が一層変化していくことが予想されるなか、消費者が十分な知識を持ち、自らの判断で適切な消費行動ができるよう、消費者教育の推進や適切かつ迅速な情報提供、相談・苦情処理体制の充実、消費者団体の育成を図る必要があります。

■消費生活センター相談件数の推移 (単位：件)

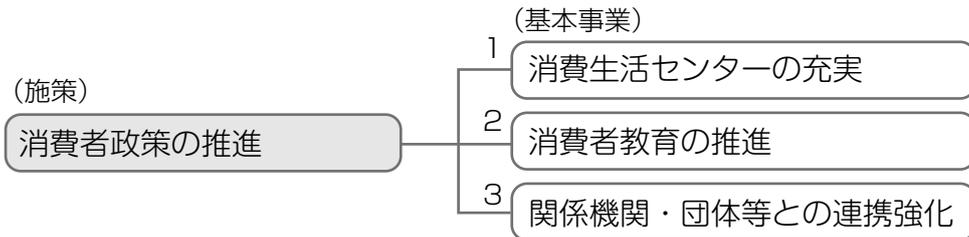
	一般相談	苦情相談	合計
平成23年度	19	207	226
平成24年度	25	224	249
平成25年度	25	299	324
平成26年度	31	300	331
平成27年度	28	282	310

(資料：消費生活センター)

基本方針

市民が安全で安心した消費生活を送ることができるよう、消費生活センターの相談窓口の充実や、市民への啓発・情報提供、関係機関との連携強化などに努めるとともに、消費者教育を推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 消費生活センターの充実

消費者から寄せられた消費生活に関する相談や苦情に、迅速かつ的確に処理できる体制の充実に向け、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の活用や、相談員の積極的な研修参加等による資質向上を図ることにより、相談業務の質的向上、効率化を図るとともに、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、適切な消費者情報の提供に努めます。

2 消費者教育の推進

消費者の自立を支援するため、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて消費生活に関する教育を充実するとともに、講演会等の開催や啓発資料の配布等により消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進します。

3 関係機関・団体等との連携強化

- ①関係機関・団体等と緊密な連携や情報交換を行うことにより消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保します。
- ②消費生活の安全・安心等に取り組んでいる鳴門市消費者協会などの活動を支援します。
- ③地域包括支援センターと連携し、民生委員児童委員やホームヘルパーへの情報提供を通じた地域の見守り活動を促進し、高齢者の消費者被害の未然防止を図ります。



北部地区 消費者のつどい



市民活動交流研修会

(9)火葬場・墓地

09 火葬場・墓地の適正な運営・管理

～永遠のやすらぎを大切にするまち～

現況と課題

1 本市の火葬場は、施設の老朽化及びニーズの多様化に対応するため、平成19年（2007年）度に施設改修を行うなど施設整備を進め、適切な運転を行うことにより、利用者へのサービス向上や自然環境・周辺環境の保全に努めています。

施設の使用状況は増加傾向にあり、平成27年（2015年）度は市内居住者743件、市外居住者139件の合計882件と、5年前と比較すると全体で108件、約14.0%増加しています。

今後の運営については、利用者に対する一層のサービス向上や、より簡素で効率的な運営が求められており、火葬場業務の管理運営における民間活力の導入について幅広く検討し、導入に向けての取り組みを進めていく必要があります。

2 市営墓地は、市内各地に点在しており、地域に密着したものになっています。墓地は持続性・公共性・公益性が確保されることが求められており、墓地の利用者や地域による適切な墓地管理が必要となってきます。

■火葬場使用状況の推移

(単位：件)

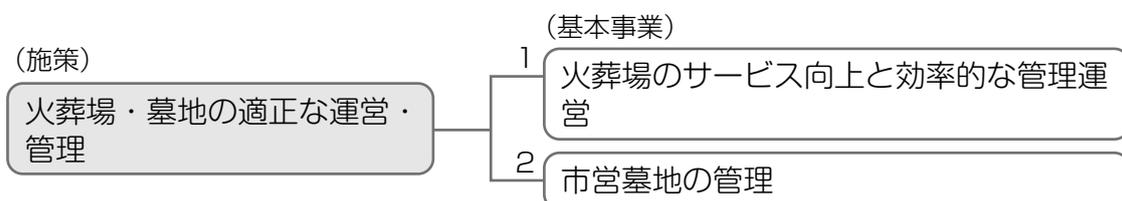
	大人			子ども			合計
	市内	市外	計	市内	市外	計	
平成23年度	711	112	823	10	5	15	838
平成24年度	762	147	909	11	4	15	924
平成25年度	724	126	850	15	4	19	869
平成26年度	743	132	875	10	5	15	890
平成27年度	735	139	874	8	0	8	882

(資料：クリーンセンター管理課)

基本方針

火葬場の運営について、利用者へのサービス向上を図るとともに、より効率的な管理運営を進めるため、民間活力の導入について検討し、導入に向けた取り組みを進めます。また、市営墓地については、各墓地の現状をふまえ適正な管理に努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 火葬場のサービス向上と効率的な管理運営

- ①利用者が快適に施設を利用できるように適正管理を図るとともに、利用者へのサービス向上に努めます。
- ②サービスの充実やより簡素で効率的な運営を行うため、火葬場業務の管理運営について、民間活力の導入を検討し、実施に向けた取り組みを進めます。

2 市営墓地の管理

市営墓地の実情把握に努めるとともに、墓地を使用する一人ひとりが適切に維持管理をするという認識を深めることができるよう啓発を行います。また、墓地使用者による管理組合の設立など、墓地の利用者や地域による適切な墓地管理の促進に努めます。

(1)自然環境

01 自然環境の保全と生活環境づくり

～自然と身近に触れあえるまち～

現況と課題

1 市域の約6割を占める山林は、広大な緑の回廊として、オオタカやハヤブサなど希少な猛禽類を始め、さまざまな野生動物の生活空間として重要な役割を果たしています。しかし山あい自然環境は土砂採掘等による山林の減少、高速道路等幹線道路の整備にともなう野生動物の生活空間の分断、管理されなくなった山林の荒廃、ごみの不法投棄などにより大きく変貌しており、その影響は、景観の悪化、川への土砂流出、生息生物の減少のほか、イノシシやサルなど本来山で暮らす野生動物が人里まで下りてきて農作物への被害も発生しています。

こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためにも、人の暮らしとの調和の中で、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していく必要があります。

2 農業が盛んな本市において、農地は人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場であり、広大な農地の風景は鳴門の代表的な原風景でもあります。

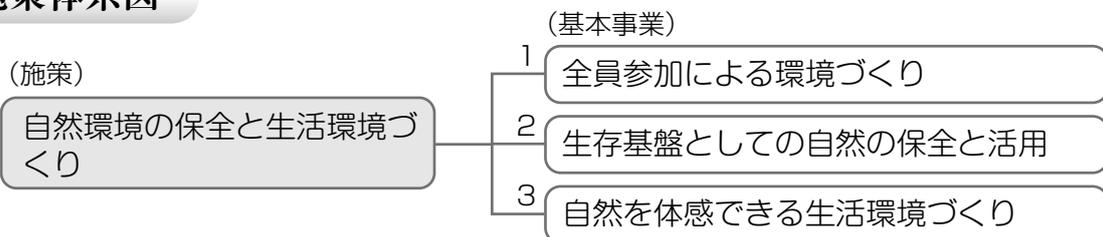
近年、国でも環境保全型農業や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営を図るためにも、環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要となってくるものと考えられます。特に、本市の農地は、集落と隣接していることも多いことから、住民も含めた幅広い参加のもと、農地の持つ多面的機能に着目した自然環境の保全や再生に向けた取り組みを推進していく必要があります。

3 本市では、市街地においても周囲に海や山があり、水や緑豊かな自然環境の中で暮らしているという印象がありますが、身近な自然環境は失われつつあるのが実情です。身近な自然環境は生活に潤いを与えます。特に、子どもたちにとっては、自分たちの行動範囲にある身近な自然環境は、感性を磨き、生きる力を育む重要な空間です。このため、街なかの丘陵や社寺林、小河川など小規模でも身近な自然環境を保全・再生し、活用していく必要があります。

基本方針

市民生活の基盤であり、貴重な財産でもある本市の自然環境の保全と自然と調和したまちづくりに市民や事業者とともに取り組みます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 全員参加による環境づくり

本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくための関連施策との調整・連携を図っていきます。

また、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境教育・環境学習の開催や、市が取り組む環境施策に市民の意見や提案を取り入れる場の設置など、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。

さらに、環境活動に取り組んでいる市民・事業者・民間団体等を支援するなど、市民等と連携した環境づくりを推進します。

2 生存基盤としての自然の保全と活用

(1)山林の保全と再生

①山林は野生動物の生活空間・移動空間であり、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化*防止など環境保全にさまざまな機能を有しています。山林は、地域振興との調和を図るなかで、保全と再生に努めるとともに、山間部における不法投棄を防止するため、市民や事業者と連携したパトロールを実施するなど環境保全に努めます。

②鳴門公園から島田島の島嶼部、大麻山周辺に整備されている「四国のみち*」については、国や県と連携しながら、安全で快適に利用できるよう維持管理に努め、自然を探索できる場所として活用を図っていきます。

③市街地周辺の山林についても自然環境の保全と再生に努め、市民が気軽に自然とふれあえる「里山づくり」に地域住民と協働で取り組みます。

(2)農環境の保全と再生

本市の平地面積の約半分を占める農地は、市の土地利用において大きな比重を占めており、農作物の生産の場であるだけでなく、人と自然が共生する場でもあります。これら自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民との協働のもとで進めていきます。

(3)野生の生きものの生息環境の保全と再生

①本市には希少な猛禽類が生息しているほか、猛禽類等野鳥の日本有数の渡りのコースともなっています。こうした野生生物の生息環境の保護対策について検討します。

②クリーンセンター周辺で整備を進めている「フクロウと子どもたちの森」にさまざまな生きものが生息できるビオトープを創出し、自然に触れる野外学習の場として活用します。

3 自然を体感できる生活環境づくり

①市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを進めるため、市街地の緑化を推進するとともに、地域の自然環境を生かした景観づくりに努めます。

②日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川の保全と再生に努めます。

③街なかの丘陵や社寺林、小河川などを身近な自然にふれあえる空間として保全・再生に努めるとともに、その活用を図ります。

(2)公園・緑地

02 緑の保全と創出

～生活に潤いを与える緑あふれるまち～

現況と課題

- 1 公園や緑地は、暮らす人々に潤いと安らぎを与える憩いの場としてスポーツやレクレーションにも利用されるとともに、環境負荷を軽減する環境保全機能や防災機能などさまざまな役割を担っています。本市の主要な公園は、観光施設としての機能も有しており、自然に恵まれた美しい景観、産直市や多様なイベントの実施など人が集まるにぎわい創出の場としても、重要な役割を担っています。
- 2 本市の主要な公園は、撫養地区では鳴門総合運動公園・うずしおふれあい公園・撫養川親水公園、鳴門地区では鳴門ウチノ海総合公園・鳴門塩田公園、大麻地区ではドイツ村公園などがあげられます。そのうち、県営施設である鳴門ウチノ海総合公園は、平成15年(2003年)6月にオープンし、本市が平成18年(2006年)度から指定管理を受け維持管理運営を行っています。また、鳴門総合運動公園も平成21年(2009年)度から一部維持管理運営を行っており、平成27年(2015年)度から新たに指定管理を受け鳴門総合運動公園の駐車場を含めた維持管理運営を行っています。
- 3 既存公園は、完成後25～35年を経過し、施設が老朽化しており対策が必要です。また、通常の清掃や除草は地元自治会などによるボランティア管理委託を進めていますが、近年高齢化が進み世代交代を推進していかなければ難しい面があり若年層の積極的な参加が望まれます。
- 4 ドイツ村公園については、「第九」アジア初演100周年の事業にあわせ、園周辺の各施設を整備し、より環境に配慮した美しい公園をめざします。一方で、ドイツ村公園内の園路の高木及び低木の維持管理、「ばんどうの鐘」へ続く遊歩道の整備等を年間を通じてどのように整備、推進していくかが課題です。
- 5 瀬戸内海国立公園区域内は、大塚国際美術館や渦の道などの観光施設が設けられており、また、大麻山県立自然公園周辺地域には、ドイツ館や賀川豊彦記念館、四国霊場一番札所 靈山寺・二番札所極楽寺、かつて板東俘虜収容所で実際に兵舎(バラック)として利用されていた建物を解体・移築した道の駅「第九の里」など歴史文化施設があり、今後も観光客と利用者の増加を図っていくことが課題です。
今後これらの公園や周辺地域においては、本市を代表する観光地として、貴重な自然環境の保護との調和を図るとともに、自然公園法をはじめとしたさまざまな法律を遵守しながら、多くの方々の憩いの場としての環境整備を図っていくことが重要な課題です。
- 6 徳島東部都市計画区域緑のマスタープランを基本計画として、鳴門市のドイツ村公園等、歴史的文化的に意義の高い文化財の集積地域を緑化保全し、スポーツ・レクリエーション活動の場としての鳴門ウチノ海総合公園を中心としたウチノ海地区等において緑地の保全

を図る必要があります。

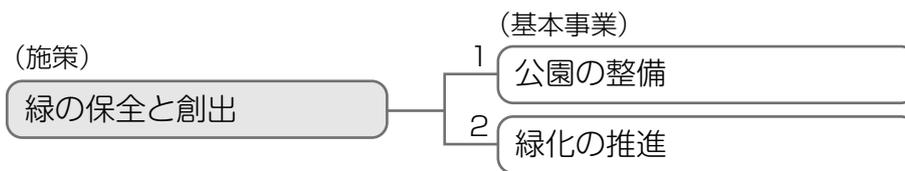
- 7 都市緑化については、公共施設の緑化推進とともに緑化意識の高揚と市民との協働による公園や緑地帯などの緑化推進が必要です。枯れ葉や害虫、街路樹の根の成長により、舗装や縁石の持ち上げを起こす街路樹の根上がり等への対策も求められます。

基本方針

市民の自然志向・環境志向が大きく高まるなか、市民と一体になって豊かな自然と優れた景観の保全に努めるとともに、観光資源としての整備と利用促進を図ります。

市民との協働による公園や緑地の整備と維持管理に努め、やすらぎと潤いにあふれたまちづくりを進めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 公園の整備

(1) 都市公園の整備と利用促進

- ① 国の補助制度などの活用を図りながら長期的な緑化施策を推進します。
- ② ドイツ村公園は、より環境に配慮した美しい公園をめざすため、園路の高木及び低木の剪定を行い「ばんどうの鐘」へ続く遊歩道の草刈等を実施するなど、ドイツ村公園全体の美化を推進します。
- ③ 衛生センター周辺整備事業の一環として進めてきた木津城山公園は、平成21年(2009年)度から開園しており、市民の憩いの場としての環境づくりに努めます。
- ④ 鳴門ウチノ海総合公園については、関係団体や学識経験者などで構成する「鳴門ウチノ海総合公園を育てる会」などと連携を図りながら、適正な管理と多面的活用などの利用促進に努めます。

(2) 自然公園の整備と利用促進

- ① 瀬戸内海国立公園区域及び大麻山県立自然公園区域については、景観の保護、海岸の維持を図るために国や県と協調していきます。
- ② (一財) 自然公園財団が実施する自然環境の保全及び自然とのふれあいに関する思想の普及のための自然観察会や自然解説その他自然とのふれあいのための情報提供事業のパークガイドづくりなどに協力します。

(3)市民との協働などによる維持管理の充実

- ①街区公園などの身近な公園については、公園ボランティア制度の維持、充実を図るなど、市民との協働事業やボランティア活動を推進し、より安全で快適な公園の管理を進めます。
- ②公園や街路樹から発生する雑草、せん定枝葉などはチップ化の促進及び堆肥として活用する「緑のリサイクルシステム」を構築し、資源化に努めます。

2 緑化の推進

(1)公共施設の緑化

緑のある快適な都市空間を形成するため、公共施設の緑化を推進します。

(2)市民との協働による緑化の推進

- ①公園や緑地帯などについては民間ボランティアなどが花づくりをしやすい環境整備に努めます。
- ②市道の植樹ますの維持及び管理については、市民との協働事業やボランティア活動を推進します。

(3)緑化意識の高揚

緑豊かな潤いのある住み良い環境を創造するため、緑化意識の高揚を図ります。

(3)生活排水対策

03 生活排水対策の推進

～きれいな水環境を守るまち～

現況と課題

1 すべての生活排水を適正に処理するためには、公共下水道に代表される汚水の集合処理施設を利用するか、そうでなければ合併処理浄化槽を利用するしかありません。

本市の公共下水道は平成21年(2009年)度に供用開始し、平成27年(2015年)度末現在の処理区域内人口は市全体の約8.8%である5,265人で、このうち、実際に下水道に接続している利用者は1,649人となっています。公共下水道以外の集合処理施設には市営矢倉団地に設置しているコミュニティ・プラントがありますが、平成27年(2015年)度末現在の利用者は433人です。

2 現状において、公共下水道やコミュニティ・プラントが、供用されているのは市内の一部であり、ほとんどの生活排水は個別処理施設で処理されているのが実態です。

平成27年(2015年)度末における本市の汚水処理人口普及率は42.5%ときわめて低く、6割近くの生活雑排水が未処理で排出されている状況です。これら未処理生活雑排水が河川等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっており、住宅が密集して人口が多い地域ほど河川や水路の水質が悪化しています。

このため、河川等の水質を改善するには、公共下水道や合併処理浄化槽などすべての生活排水を処理できる生活排水処理施設の整備を推進する必要があります。

3 本市の汚水処理対策は、これまで「鳴門市生活排水対策推進計画」や「鳴門市汚水処理構想」などの計画に基づいて推進してきました。

今後も、本市における生活排水対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年(2011年)3月には「鳴門市生活排水対策推進計画」の内容を見直し、汚水処理人口普及率の向上や公共用水域の水質改善に取り組んでいます。

また、「汚水処理構想」についても、人口減少や社会構造の変化など汚水処理施設整備の前提となる諸情勢の変化に対応するため、適宜見直しを行い、今後はそれぞれの地域の特性や実情に応じた手法で順次汚水処理対策を推進していく必要があります。

4 生活排水や、工場排水をきれいな水にして川や海に返す重要な社会基盤施設である下水道の整備については、川や海の水質保全と生活環境の改善を図ることを目的に、県及び旧吉野川流域の2市4町が一体となって事業を進めています。

これまで整備を進めてきた撫養中心部(103ha)と大麻町市場の工業専用地域(8ha)に引き続き、平成23年(2011年)度からは撫養中心部の周辺地域(78ha)にも拡大し、整備を進めています。

下水道事業を長期に渡り安定的に運営していくためには、供用区域内の多くの市民に加入していただくことが必要不可欠であることから、下水道接続に関する排水設備費用の助成制度など、個人負担の軽減対策等も考慮しながら、水洗化率*のさらなる向上を図る必要があります。

5 公共下水道の整備には、相当な期間と費用が必要であり、合併処理浄化槽の整備も相当な個人負担をとらなうため、個別処理施設の7割以上を占めている単独処理浄化槽や汲み取り槽を短期間で合併処理浄化槽に転換していくことは容易ではありません。このため、河川等公共用水域の水質改善・保全を図っていくためには、公共下水道等の生活排水処理施設の整備促進とあわせて、生活排水に含まれる汚濁負荷を削減するためのさまざまな取り組みが必要となっています。

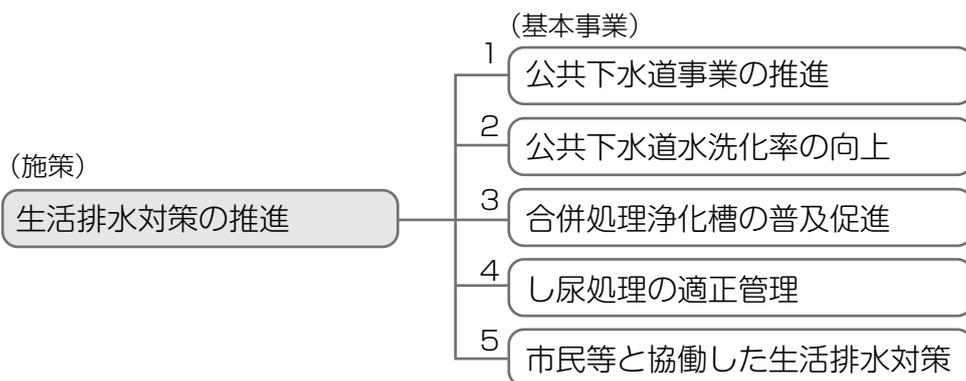
6 生活排水処理の大部分を個別に処理せざる得ない状況の本市においては、汲み取り槽や浄化槽で発生するし尿や汚泥の処理が欠かせません。

本市のし尿処理施設は、希釈水が不要な高負荷脱窒素処理方式を採用しており、周辺環境への負荷を最小限にとどめていますが、同施設は稼働後20年以上経過していることから、老朽化にとらなう機能低下を防ぐため、定期的に保全・整備を行うとともに大規模な改修についても検討する必要があります。

基本方針

公共下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を推進し、汚水処理普及率の向上を図るとともに、適正な維持管理に努め、市民や事業者の協力のもとで、生活排水に含まれる汚濁負荷量を削減するための取り組みを進めることにより、身近な水環境を再生し、豊かな川と海を守り育てます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 公共下水道事業の推進

住宅が密集して人口が多い地域では、生活排水を個別に処理するよりも集合処理した方が効率的なため、見直した「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか、人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。

2 公共下水道水洗化率の向上

公共下水道が整備されても、接続する市民や事業者が少なければ公共用水域の水質改善や地域の生活環境の改善の効果は十分に発揮されません。また、今後、本市の汚水を長期に渡り安定的に処理するためには、健全な下水道経営を実現する必要があります。

そこで、下水道の普及を促進し、水洗化率の向上を図るため、高齢者または障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置などの制度充実や、接続に関する排水設備費用の助成制度の活用により、水洗化率のさらなる向上に努めます。

3 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備を計画していない地域あるいは計画している地域であっても整備までに相当な期間を要すると思われる地域にあつては、合併処理浄化槽の普及によって汚水処理人口普及率の向上を図っていく必要があります。このため、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

4 し尿処理の適正管理

適正かつ効率的なし尿処理を継続的に行うため、施設を適正に運営管理し、定期的な保全整備を行うとともに施設の改修についても検討します。

5 市民等と協働した生活排水対策

(1)汚濁負荷軽減の取り組み

生活排水に含まれる汚濁負荷を軽減する効果があるEMの活用について市民に周知するとともに自治会や市民団体などと連携しながら普及に努めます。

(2)生活排水に関する啓発活動の推進

- ①生活排水に含まれる汚濁負荷を軽減するため、生活排水対策の必要性や家庭でできる具体的な取り組みとその効果等に関する情報を市の広報や市公式ウェブサイトで紹介するなどさまざまな機会を通じて啓発活動に取り組みます。
- ②浄化槽は、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、悪臭が発生したり、放流水の水質が悪化したりして公共用水域の汚濁の原因ともなります。浄化槽の処理能力を維持し、生活排水をきれいな水にして河川等に放流するため、浄化槽の保守点検、清掃、及び法定検査の受検について、市民や事業者への周知徹底を図っていきます。

(4)河川・海岸

04 自然環境に配慮した水辺空間の整備

～自然豊かな水辺空間をつくるまち～

現況と課題

1 市内には、市域の南部を東流している旧吉野川や阿讃山脈から流れ出している板東谷川や折野川、市街地のなかを流れる撫養川や新池川など多くの河川があります。平野部にはこれらの河川から水を引いている農業水路が縦横に走り、山麓部には、農業用水確保のための「ため池」も多く見られます。

これらの多様な水辺環境は、日常生活との関わりが深い、より身近な水辺として親しまれてきましたが、近年、護岸のコンクリート化や生活排水の流入による水質の悪化、生息生物の減少や「ブラックバス」「アカミミガメ」等、外来生物の増加と在来生物の減少、砂防工事や建設残土等の埋め立てによる溪流の喪失など水辺環境は大きく変化しています。

2 本市の河川は、国が管理する一級河川11河川、県が管理する二級河川7河川、市が管理する準用河川18河川からなり、緊急性の高いものから順次改修されています。宅地開発が進むなか、普通河川（水路）の整備が遅れ、市街地の浸水や生活排水の流入による水質の悪化が見られる箇所があり、早急に整備を進めていく必要があります。

3 市内を流れる河川のうち、旧吉野川や撫養川など水量が豊富で水の循環が良い河川や田園地帯を流れる河川の水質は比較的良好で、山間部では、ホタルが見られる清流も残っていますが、市街地の河川や水路の水質は生活排水によると見られる水質汚濁が進んでおり、対応が求められています。

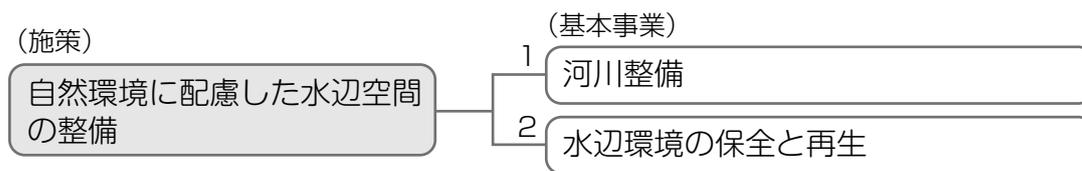
4 本市の海岸延長は約85.4kmあり、そのうち市管理漁港海岸は約13.0kmです。これらの海岸の防護施設は、高潮・波浪・海岸浸食などの影響を受けやすく、老朽化による機能低下が進んでいます。海岸法の改正による海岸保全基本計画に基づき、安全で安心できる地域社会を形成するため海岸保全施設の早急な整備を進めていく必要があります。

5 鳴門の海は、本市の水産業を支える豊かな漁場であり、自然景観に恵まれた観光資源としても重要な自然環境です。しかし、近年では、水質汚濁、ごみの漂着や不法投棄など多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、魅力ある海の環境づくりへの取り組みが必要となっています。

基本方針

自然環境と景観に配慮した河川・海岸整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎある水辺空間づくりに努めます。

施策体系図



主要な施策の内容

1 河川整備

(1)河川の改修

撫養川・大谷川・新池川などの県管理河川については、護岸整備をより一層要望します。市管理の準用河川については、親水性のあるやすらぎ空間となるよう景観や自然環境に配慮した、災害に強いまちづくりのための整備に努めます。

(2)河川環境の整備

水生生物などが生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。

(3)排水路の整備と適正管理

快適な住環境づくりを進めるため、排水路の整備や清掃を行い、浸水防止や悪臭防止を図るなど適正な管理に努めます。

2 水辺環境の保全と再生

(1)河川等の水質改善

①河川等の水質調査を定期的を実施して、その結果について公表します。

②水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、河川等の自然浄化能力の回復を図っていきます。

(2)水環境に関する啓発活動の推進

河川等の水質を改善し、良好な水辺環境を形成するためには、市、市民、事業者等が水環境に関心を持ち、水環境の改善に対するそれぞれの責任と役割を理解して、水環境の保全に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくことが不可欠です。このため、水環境や生活排水対策に関する啓発活動に取り組んでいきます。

(3)水辺の生態系の保全と再生

人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川や海辺等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全・再生を図ります。

(4)親水空間の創出

河川や海岸などを市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。